

健康危機対処計画(感染症編)の策定について

令和 6 年 1 月 30 日

北海道根室保健所健康推進課
北海道中標津保健所健康推進課

令和5年3月、地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第 374 号。)が改正され、各保健所が健康危機への対応と同時に、健康危機発生時においても健康づくりなど地域保健対策の拠点として機能が発揮できるよう「健康危機対処計画」を策定し、国、都道府県、保健所の役割を明確にするとともに、健康危機に備えた平時からの計画的な体制整備等について定めることとされました。

計画策定にあたっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画、感染症法に基づく予防計画と整合性をとった上で、令和5年度末の完成をすることを求められており、保健所にて作成をすすめているところです。

本計画は手引き書的な内容であるため、パブリックコメントは予定しておりませんが、有事では地域の関係機関と連携し対応するため、本計画の共通認識を持つことが必要と考えており、計画(案)につきましては、3 月に開催を予定している根室保健医療福祉圏域連携推進会議にてお示しさせていただく予定です。

つきましては、本計画について、策定の趣旨についてご理解をいただきたく、別添のとおり資料を送付させていただきます。

【添付資料】

- (1) 「健康危機対処計画(感染症編)」について(資料 2-2)
- (2) 道における「健康危機対処計画(感染症編)」の策定について (資料 2-3)
- (3) ●●保健所健康危機対処計画(感染症編)ひな形 (資料 2-4)